

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 7

法令名	と畜場法
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	処理する獣畜・頭数の制限
法令の定め	第5条 1 (省略) 2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第1項の規定による許可を受けたと畜場（以下単に「と畜場」という。）につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び1日当りの頭数を制限することができる。
処分基準	個別の事例について、下記事項が担保されるよう、当該施設にかかる構造設備その他を勘案して、総合的に判断する。 1 食肉自体に生ずる衛生的危害を除去して、安全な食肉を生産すること。 2 と殺解体を行うことに伴う環境衛生上の危害の発生を防止すること。 3 その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262）
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所 保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5262）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.8

法令名	と畜場法
根拠条項	第8条
処分の概要	衛生管理責任者の解任命令
法令の定め	<p>第7条 と畜場の管理者(と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第6項、次条及び第18条第1項第5号において同じ。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理に従事する者を監督し、当該と畜場の構造設備を管理し、その他当該と畜場の衛生管理につき、必要な注意をしなければならない。</p> <p>3 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理につき、当該と畜場の設置者又は管理者に対し必要な意見を述べなければならない。</p> <p>4 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による衛生管理責任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。 (略)</p> <p>6 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から15日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>7 受講科目その他第五項第三号の講習会の課程に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>第8条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第2項に規定する職務を怠つたとき。</p>
処分基準	<p>個々の事例について、下記事項が担保されるよう、諸条件を勘案して、総合的に判断する。</p> <p>1 と畜場の衛生的な管理により食肉の衛生的危害を除去して、安全な食肉を生産すること。</p> <p>2 と畜場における汚物処理等を十分に行い、環境衛生上の危害の発生を防止すること。</p> <p>3 その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課(電話番号:011-204-5262)
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所 保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ(電話番号:011-204-5262)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.9

法令名	と畜場法
根拠条項	第10条第2項
処分の概要	作業衛生責任者の解任命令
法令の定め	<p>第7条 と畜場の管理者(と畜場の管理者がいなくてと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第6項、次条及び第18条第1項第5号において同じ。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理に従事する者を監督し、当該と畜場の構造設備を管理し、その他当該と畜場の衛生管理につき、必要な注意をしなければならない。</p> <p>3 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理につき、当該と畜場の設置者又は管理者に対し必要な意見を述べなければならない。</p> <p>4 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による衛生管理責任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。 (略)</p> <p>6 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から15日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>7 受講科目その他第5項第3号の講習会の課程に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>第8条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第2項に規定する職務を怠つたとき。</p> <p>第10条 と畜業者等は、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならない。ただし、と畜業者等が自ら作業衛生責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 第7条第2項から第7項までの規定及び第8条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
処分基準	<p>個々の事例について、下記事項が担保されるよう、諸条件を勘案して、総合的に判断する。</p> <p>1 と畜場における獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理により、食肉の衛生的危害を除去して、安全な食肉を生産すること。</p> <p>2 その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課(電話番号:011-204-5262)
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所 保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ(電話番号:011-204-5262)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 10

法令名	と畜場法
根拠条項	第13条第3項
処分の概要	と畜場外と殺におけるとさつ場所、内臓等の取扱方法・汚物処理方法等の指示
法令の定め	<p>第13条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後一年以上の牛及び馬を除く。)をとさつする場合</p> <p>二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合</p> <p>三 獣畜が難産、産褥じよく麻痺ひ又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合</p> <p>四 その他政令で定める場合</p> <p>2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第一号又は第四号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。</p>
処分基準	<p>個別の事例について、下記事項が担保されるよう、諸条件を勘案して、総合的に判断する。</p> <p>1 食肉自体に生ずる衛生的危害を除去して、安全な食肉を生産すること。</p> <p>2 と殺解体を行うことに伴う環境衛生上の危害の発生を防止すること。</p> <p>3 その他公衆衛生上必要な措置が講じられること。</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 11

法令名	と畜場法
根拠条項	第16条
処分の概要	と殺等の禁止、と畜場の消毒
法令の定め	<p>法第16条 都道府県知事は、第14条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p> <p>一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。</p> <p>二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>施行規則第16条 法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。</p> <p>一 法第14条第1項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止</p> <p>二 法第14条第2項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止</p> <p>三 法第14条第3項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 別表第五の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置</p> <p>四 獣畜が法第14条第6項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、ウイルスに汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他ウイルスの伝染を防止するために必要な措置</p>
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none">と畜検査実施要領について <p>昭和47年5月27日厚生省環乳第48号 厚生省環境衛生局長通知</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</p>

法令名	と畜場法
根拠条項	第18条第1項
処分の概要	と畜場の許可取消、使用停止等
法令の定め	<p>法第5条 都道府県知事は、前条第1項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないことを認めるときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>法第6条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>法第7条 と畜場の管理者(と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第6項、次条及び第18条第1項第5号において同じ。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から15日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>法第8条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないことを認めるときは、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。</p> <p>法第18条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該と畜場の構造設備が第5条第1項の規定による基準に合わなくなつたとき。</p> <p>二 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>三 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を超える獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第6条又は第7条第1項若しくは第6項の規定に違反したとき。</p> <p>五 当該と畜場の管理者が、第8条の規定による命令に違反したとき。</p>
処分基準	法令の定めによる
処分担当課	(と畜場の許可の取り消し) 保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ(電話番号:011-204-5262) (と畜場の施設の使用の制限若しくは停止) 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.13

法令名	と畜場法
根拠条項	第18条第2項
処分の概要	と殺解体業務の禁止・停止
法令の定め	<p>法第9条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者(以下「と畜業者等」という。)は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>法第10条 と畜業者等は、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならない。ただし、と畜業者等が自ら作業衛生責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 第7条第2項から第7項までの規定及び第八条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>法第18条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>～略～</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。</p> <p>一 当該と畜業者等が、第9条又は第10条第1項若しくは第2項において準用する第7条第6項の規定に違反したとき。</p> <p>二 当該と畜業者等が、第10条第2項において準用する第8条の規定による命令に違反したとき。</p>
処分基準	法令の定めによる
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課及び食肉衛生検査所
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm